

12

平成25年12月

2 0 1 3

No. 495

広報 いで



防災訓練に 地域住民ら 500 人

井手町防災訓練が11月17日（日）、各区公民館や井手小学校、多賀小学校、自然休養村管理センター、玉川保育園で行われ、全会場合わせて約500名が参加しました。（P02）

目次

| | |
|----------------|------|
| 泉ヶ丘中で救急救命講習 | P 02 |
| 戸籍の電算化が始まりました | P 04 |
| 民生委員・児童委員をご存知？ | P 05 |
| 子育て支援カレンダー | P 10 |
| 年末年始の小児救急医療体制 | P 11 |

汐見町長、町政を語る

井手玉川大学が40周年



汐見町長の講演に熱心に耳を傾ける参加者の皆さん



講演する汐見町長

井手町自然休養村管理センターホールで11月13日(水)、高齢者教養講座「井手玉川大学」が開かれ、開講40周年を記念して汐見明男町長が、町政の現状やこ



れからのまちづくりについて講演しました。

高齢者の社会活動に参加する意欲と実践力を高める機会にしようと、昭和49年から開いている講座で、今年で40年目を迎えました。

この日の講座には約130人が参加しました。

会場では汐見町長が、施策ごとに財政面との兼ね合いや執行状況などを解説するとともに、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の推進をはじめ、白坂地区の開発による雇用創出と税収確保、災害に備えたダブルネットワークの形成と地域経済産業の強化を図るための新しい幹線道路「宇治木津線」の実現に努めていくと述べました。

万一の場面で生かして 泉ヶ丘中で救急救命講習

井手町立泉ヶ丘中学校で11月5日(火)と6日(水)、3年生を対象にした救急救命講習会が開かれ、生徒たちが心肺蘇生法など応急手当の手順などを学びました。

講習では、京田辺市消防署井手分署の署員や救急救命士が講師を務め、応急処置の基礎をビデオで学習し

たほか、全員が人形を使って気道確保や人工呼吸、胸骨圧迫といった心肺蘇生を実践、またAED(自動体外式除細動器)の使い方も学びました。

心肺蘇生を体験した生徒は「簡単そうに見えましたが、実際にやってみると息切れがして疲れました。学んだ事を実践する場面があったら積極的に行動したいです」と話していました。



心配蘇生術を学ぶ生徒たち

水害 土砂災害を想定

防災訓練に500人

井手町防災訓練が11月17日(日)、各区公民館や井手小学校、多賀小学校、自然休養村管理センター、玉川保育園で行われ、全会場合わせて約500名が参加し

ました。

訓練は、台風に伴う大雨によって、河川の決壊・氾濫、土砂災害の恐れがあるという状況を想定し、町内の自主防災組織や消防団と連携して実施しました。

災害対策本部の設置訓練や消防団による水防活動訓練をはじめ、避難所開設や炊き出し、避難所への浸水を防ぐ土のう作りなどの訓練が各所で行われたほか、学校のプールでは、消防団員によるゴムボートを使った救助訓練などが本番さながらに繰り広げられました。



訓練に汗を流す住民の皆さん(井手小学校)

満開、文化の秋

第34回井手町文化祭にぎわう

11月2日(土)と3日(日)の2日間、自然休養村管理センターや府立山城勤労者福祉会館などで第34回井手町文化祭が開かれ、住民の方々が、舞台芸術や工芸作品など、日ごろの文化活動の集大成を披露しました。

各会場では、保育園児や井手町いづみ太鼓左馬の発表、バンド演奏などが繰り広げられたほか、第29回青少年の主張大会や第3回井手町調べの学習コンクール表彰式、南山城水害60年「記憶をつなぐ」紙芝居作品展各サークル・教室の作品展、農産物等品評会、健康チェックコーナーなども行われ、大いにぎわいました。

また数多くの模擬店も立ち並び人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人たちが文化の秋を堪能しました。



にぎやかに繰り広げられる舞台発表



松田定教育長から表彰を受ける受賞者
(第3回井手町調べる学習コンクール表彰式)



プラ板作りを楽しむ来場者

平成26年1月から、延滞金の割合(率)を見直します

近年の低金利状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から、国税の見直しに合わせ、平成26年1月1日以後の期間に対応する町税等に係る延滞金の割合(率)における「特例」部分を見直します。

| | | 本則の割合(率) | 平成25年12月31日までの延滞金の割合(率) | | 平成26年1月1日以後の延滞金の割合(率) | |
|-----|---------------------|----------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|---|
| | | | 改正前の「特例」部分 | 改正前の割合(率) (平成25年中) | 改正後の「特例」部分 | 改正後の割合(率) 参考：財務大臣が告示する割合が1%の場合 |
| 延滞金 | 納期限の翌日から1か月を経過した日以後 | 14.6% | 特例なし (本則適用) | 14.6% | 特例基準割合(注2) + 7.3% | 9.3% 特例基準割合[財務大臣が告示する割合(1%)+1%]+7.3% |
| | 納期限の翌日から1か月を経過する日まで | 7.3% | 特例基準割合 (注1) | 4.3% (基準割引率 0.3%+4%) | 特例基準割合(注2) + 1% | 3.0% 特例基準割合[財務大臣が告示する割合(1%)+1%]+1% |

(注1) 改正前の「特例」部分の特例基準割合…各年の前年の11月30日における基準割引率(公定歩合)に年4%を加算した割合

(注2) 改正後の「特例」部分の特例基準割合…財務大臣が告示する割合(各年の前々年の10月から前年の9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均)に年1%を加算した割合

◎「特例」部分の割合(率)が本則の割合(率)を超える場合は、本則の割合(率)となります。

平成25年12月2日(月) 戸籍事務の電算化が始まりました

平成25年12月2日戸籍事務の電算化がスタートしました。

戸籍をコンピュータで管理することにより、戸籍の作成や、戸籍証明書の交付時間が短縮されます。電算化されることにより戸籍がどう変わり、住民の皆様にとどのようなサービスが提供できるかをご紹介します。



◆証明書の名称が変わります

戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍謄本」は「全部事項証明書」に、また、個人を証明する戸籍抄本は「個人事項証明書」に名称を変更します。なお、これらの証明書の交付手数料は、今までと同じ1通450円です。

また、証明の事項も項目化され見やすくなります。

◆今までの戸籍は「平成改製原戸籍」に

電算化後、元の戸籍は「平成改製原戸籍」として、画像データをコンピュータに保存※します。

法令の規程によって、電算化後の戸籍には婚姻や死亡などですでに除籍されている人、離婚や離縁などの一部の事項が記録されていない場合があります。このような事項の証明が必要な場合には、「平成改製原戸籍」を請求してください。

(交付手数料1通750円)

※除籍・改製原戸籍の画像データは来年2月中旬に電算化

◆「戸籍の附票」も電算化します

戸籍に登録されている人が、どこに住んでいるのか把握するため「戸籍の附票」という制度があります。これは、住民基本台帳法に基づいて、全国の市区町村からの通知により住所の異動を記録したものです。今回、この戸籍の附票事務も電算化されます。電算化後の戸籍の附票には電算化になった時点での最新住所のみが記載され、それ以降は住所異動があれば追加されていきます。

なお、相続や自動車の廃車手続きなどで、電算化前の住所の変更履歴が必要な場合は「改製原附票」(電算化後5年保存)を請求していただくことになります。

正確かつ迅速な窓口サービスの提供を目指しますのでご理解とご協力をお願いします。

◆本籍地番にある「の」がなくなります

《地番表示の例》

67番地の1 → 67番地1

これは、本籍が変わるものではなく、表記を統一する為に行うものであり、運転免許証や土地登記簿などの変更手続きは必要ありません。住民票や印鑑登録証明書などは自動的に表記を統一します。

◆本籍の小字名表記が統一されます

戸籍の電算化に伴い、戸籍に記載されている小字名の統一を行います。これは本籍が変わるものではなく、表記を統一する為に行うものです。

| 統一前 | → | 統一後 |
|-----------|---|------|
| 梅ノ木原 | → | 梅ノ木原 |
| 柏原 | → | 柏原 |
| 東北河原 | → | 東北河原 |
| 高橋 | → | 高橋 |
| 西高月 | → | 西高月 |
| 南溝 | → | 南溝 |
| 北溝 | → | 北溝 |
| 中溝 | → | 中溝 |
| 玉の井 | → | 玉ノ井 |
| 判之地、判の地 | → | 判ノ地 |
| 南猪ノ阪 南猪の阪 | → | 南猪ノ阪 |
| 野神 | → | 野神 |
| 濱田 | → | 浜田 |
| 阿彌陀時 | → | 阿弥陀寺 |
| 辻垣内 | → | 辻垣内 |
| 澁川 | → | 渋川 |
| 柏ノ木 | → | 栢ノ木 |
| 茶臼塚 茶臼塚 | → | 茶臼塚 |
| 帽子田 | → | 帽子田 |
| 安堵山 | → | 安堵山 |
| 東松ヶ花 | → | 東松ケ花 |
| 北赤阪 | → | 北赤坂 |
| 東北代 | → | 東北ノ代 |
| 中嶋 | → | 中島 |

※表記の統一の為、変更手続きは必要ありません。

お問い合わせは 住民福祉課 TEL 0774-82-6164 まで

ご存じですか？地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか。

【民生委員】は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。報酬などについては、ボランティアとして活動するため給与はありませんが、必要な活動費（定額）は支給されます。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、全ての民生委員は児童福祉法によって【児童委員】も兼ねていて、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしています。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する【主任児童委員】がいます。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

12月4日（水）、山吹ふれあいセンターで、井手町民生委員・児童委員の委嘱伝達式・退任式が行われました。今回委嘱された委員さんは下記の方々に、任期は3年（平成25年12月1日～平成28年11月30日）です。

民生委員・児童委員名簿（平成25年12月4日現在、敬称略）

退任された方々（敬称略）

| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 |
|------|-------|----------------|-------|
| 玉水 | 武田 幸一 | 北 | 林田 正 |
| 玉水 | 八幡 朋子 | 南 | 中谷 英輔 |
| 玉水 | 飯田あや子 | 南 | 廣岡美代子 |
| 水無 | 杉山 明昌 | 南 | 西島 正道 |
| 高月 | 田中真理子 | 南 | 西島貴志子 |
| 上井手 | 前田 育子 | 東部 | 八木真知子 |
| 田村新田 | 林 かよ子 | 西部 | 岩城 喜和 |
| 石垣 | 船越 裕子 | 南部 | 岡本 芳美 |
| 石垣 | 中坊恵美子 | 南部 | 大平 嘉憲 |
| 北 | 松本佐知子 | 北部 | 北澤 囃彦 |
| 北 | 西田 夢路 | 主任児童委員 (井手) | 小川 成美 |
| 北 | 上島 勝廣 | 主任児童委員 (多賀) | 村田 欣子 |

| 地区名 | 氏名 |
|----------------|-------|
| 玉水 | 上田 恵子 |
| 石垣 | 杉山 享子 |
| 北 | 綱田 貞二 |
| 東部 | 岡田 武雄 |
| 主任児童委員 (井手) | 阿辻ひとみ |

ご存じですか？地域の身近な相談相手
「民生委員・児童委員」



平成25年度自衛官等募集案内 募集種目及び試験期日等

| 募集種目 | 受付期間 | 試験期日 | 資格 |
|-----------------------|--------------------------------|--|---|
| 陸上自衛隊 高等工科 学校生徒 | 一般 平成25年 11月1日～ 1月10日 | 1次試験 平成26年1月18日 2次試験 平成26年2月1日～4日 ※いずれか1日を指定 されます | 平成26年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者又は中等教育学校の前期課程修了者。 (平成26年3月に中学校卒業又は中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む) |

*お問い合わせは、自衛隊京都地方協力本部（Tel 075 - 211 - 3471）または、宇治地域事務所（Tel 44 - 7139）

井手町の給与・定員管理等について

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づいて、井手町では平成10年度から町職員の給与の実態について公表しています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料を差し引く前の金額で、いわゆる「手取り額」ではありません。また、現在未公表である情報については、公表され次第、ホームページにて掲載予定です。お問い合わせは、総務課（Tel.82-6161）まで。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成24年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 平成23年度の人件費率 |
|--------|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|---------------------|
| 平成24年度 | 8,049人 | 3,659,755千円 | 309,041千円 | 850,187千円 | 23.2% | 24.7% |

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|--------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|---------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成24年度 | 99人 | 341,126千円 | 36,628千円 | 119,573千円 | 497,327千円 | 5,024千円 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

| 年度 | 井手町 | 類似団体 平均 | 全国町村 平均 |
|--------|-------|------------|------------|
| 平成24年度 | 100.9 | 102.4 | 103.3 |
| 平成19年度 | 93.0 | 92.6 | 93.9 |

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1号給の給料月額 | 135,600円 | 185,800円 | 222,900円 | 261,900円 | 289,200円 | 320,600円 |
| 最高号給の給料月額 | 243,700円 | 307,800円 | 354,700円 | 388,300円 | 400,600円 | 422,600円 |

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|-----|-------|----------|----------|------------------|
| 井手町 | 40.3歳 | 290,587円 | 324,749円 | 314,129円 |
| 国 | 43.1歳 | 307,220円 | — | 376,257円 |

② 技能労務職

| 区分 | 公務員 | | | | | 民間 | | | 参考 A/B |
|----------------|-------|--------|----------|---------------|------------------|-----------------|-------|---------------|-----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (国ベース) | 対応する民間の 類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | |
| 井手町 | 52.5歳 | 3人 | 327,367円 | 341,067円 | 340,400円 | — | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 38.6歳 | 1人 | 272,700円 | 272,700円 | 272,700円 | 廃棄物処理業従業員 | 44.7歳 | 288,200円 | 0.95 |
| うち 学校給食員 | 59.2歳 | 1人 | 354,700円 | 374,200円 | 374,200円 | 調理士 | 38.4歳 | 265,200円 | 1.41 |
| うち その他技能労務職 | 59.8歳 | 1人 | 354,700円 | 376,200円 | 374,200円 | — | — | — | — |
| 国 | 49.9歳 | 3,272人 | 272,119円 | — | 309,534円 | — | — | — | — |

| 区分 | 参考 | | |
|----------------|---------------|------------|------|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員 (C) | 民間 (D) | C/D |
| 井手町 | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 4,324,680円 | 3,989,200円 | 1.08 |
| うち 学校給食員 | 6,153,573円 | 3,551,500円 | 1.73 |
| うち その他技能労務職 | — | — | — |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | | 井手町 | 国 |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200円 | 172,200円 |
| | 高校卒 | 140,100円 | 140,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 140,100円 | — |
| | 中学卒 | — | — |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 279,800円 | 297,000円 | 321,400円 |
| | 高校卒 | 246,700円 | 262,200円 | 338,500円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | 272,700円 | — |
| | 中学卒 | — | — | — |

4 一般行政職の級別職員数等の状況

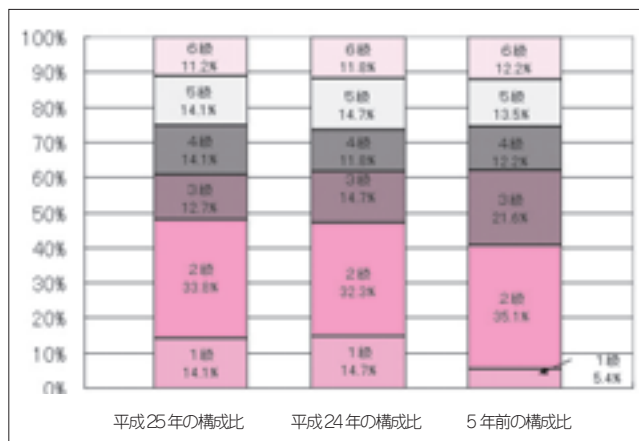
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|---|-----|-------|
| 1級 | 1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務 | 10人 | 14.1% |
| | 2 主事補、技師補又はこれに準じる職務 | | |
| 2級 | 専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務 | 24人 | 33.8% |
| 3級 | 係長、主任又は主査の職務 | 9人 | 12.7% |
| 4級 | 課長補佐又は園長補佐の職務 | 10人 | 14.1% |
| 5級 | 課長、館長、園長、所長又は参事の職務 | 10人 | 14.1% |
| 6級 | 理事、局長、次長等の職務 | 8人 | 11.2% |

(注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映せず



(注) 平成18年4月1日から給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、5級を4級、6級を5級、7級を6級とした。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 井手町 | 国 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,208千円 | — |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 | (平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 10~25% |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】

勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

| 井手町 | 国 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (支給率) 自己都合 勤続・定年 | (支給率) 自己都合 勤奨・定年 |
| 勤続20年 23.0300 月分 28.7875 月分 | 勤続20年 23.0300 月分 28.7875 月分 |
| 勤続25年 32.8300 月分 38.9550 月分 | 勤続25年 32.8300 月分 38.9550 月分 |
| 勤続35年 46.5500 月分 55.8600 月分 | 勤続35年 46.5500 月分 55.8600 月分 |
| 最高限度額 55.8600 月分 55.8600 月分 | 最高限度額 55.8600 月分 55.8600 月分 |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) |
| 1人当たり平均支給額 19,704 千円 | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成25年4月1日現在)

| 支給実績(平成24年度決算) | | | — 千円 |
|---------------------------|-----|---------|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | | — 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 井手町 | 0% | — 人 | 勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。 |

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

| 支給実績(平成24年度決算) | | — 千円 | |
|---------------------------|-------------|----------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | — 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | — % | |
| 手当の種類(手当数) | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当 | 感染症防疫作業従事職員 | 感染症の防疫作業 | 1日につき500円 |
| 死体処理に従事する職員の特殊勤務手当 | 死体処理従事職員 | 死体処理 | 1体につき10,000円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|---------------------------|---------|
| 支給実績(平成24年度決算) | 9,477千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 96千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 9,043千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 91千円 |

(6)その他の手当 (平成25年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (平成24年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算) |
|-------|--|----------|------------|--------------------|-----------------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族である配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算 | 同じ | | 11,110千円 | 209,613円 |
| 住居手当 | 家賃支払いの職員 ●月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ●月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=② (①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額 (最高27,000円) | 同じ | | 4,137千円 | 295,500円 |
| 通勤手当 | 交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円までの者 全額支給 片道2km未滿 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上5km未滿 2,000円 5km以上10km未滿 4,100円 10km以上15km未滿 6,500円 15km以上20km未滿 8,900円 20km以上25km未滿 11,300円 25km以上30km未滿 13,700円 30km以上35km未滿 16,100円 35km以上40km未滿 18,500円 40km以上45km未滿 20,900円 45km以上50km未滿 21,800円 50km以上55km未滿 22,700円 55km以上60km未滿 23,600円 60km以上 24,500円 | 同じ | | 3,505千円 | 63,732円 |
| 管理職手当 | 月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の100分の20以内を支給することができる。 理事、局長、次長、課長、館長、團長、所長、参事等 35,000円 | | | 8,400千円 | 381,818円 |

6 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 |
|------|--|
| 給料 | 町長 730,000 円 副町長 600,000 円 |
| 報酬 | 議長 290,000 円 副議長 220,000 円 議員 200,000 円 |
| 期末手当 | (平成24年度支給割合) 町長 2.95 月分 副町長 (平成24年度支給割合) 議長 2.95 月分 副議長 議員 |
| 退職手当 | (算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 町長 給料月額×530/100×在職年数 15,476千円 任期ごと 副町長 給料月額×315/100×在職年数 7,560千円 任期ごと |

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数(人) | | 対前年 増減数 | 主な増減理由 | |
|---------------|--------|--------------|--------------|------------|-------------|-------|
| | | 平成24年 | 平成25年 | | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 1 | 1 | 0 | |
| | | 総務 | 19 | 19 | 0 | |
| | | 税務 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 民生 | 35 | 35 | 0 | |
| | | 衛生 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 農林 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 商工 | 1 | 1 | 0 | |
| | | 土木 | 9 | 8 | ▲1 | 欠員不補充 |
| | | 計 | 82 | 81 | ▲1 | |
| | | 教育部門 | 11 | 11 | 0 | |
| 小計 | 93 | 92 | ▲1 | | | |
| 公営企業等 会計部門 | 水道 | 5 | 6 | 1 | 行政需要による増員 | |
| | 下水道 | 2 | 1 | ▲1 | 業務縮小による減員 | |
| | 国保等 | 9 | 10 | 1 | 広域連合派遣による増員 | |
| | 小計 | 16 | 17 | 1 | | |
| 合計 | | 109 [157] | 109 [157] | 0 [0] | | |

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

| 区分 | 20歳未満 | 20歳~ 23歳 | 24歳~ 27歳 | 28歳~ 31歳 | 32歳~ 35歳 | 36歳~ 39歳 | 40歳~ 43歳 | 44歳~ 47歳 | 48歳~ 51歳 | 52歳~ 55歳 | 56歳~ 59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|------|
| 職員数 | 0人 | 4人 | 15人 | 16人 | 7人 | 11人 | 12人 | 9人 | 4人 | 7人 | 23人 | 0人 | 108人 |

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

| 部 門 別 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 過去5年間の増減数(率) |
|---------|------|------|------|------|------|------|--------------|
| 一般行政 | 85 | 82 | 80 | 82 | 82 | 81 | ▲4(▲4.7%) |
| 教育 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 | ▲1(▲8.3%) |
| 普通会計 | 97 | 94 | 91 | 93 | 93 | 92 | ▲5(▲5.2%) |
| 公営企業等会計 | 18 | 18 | 18 | 16 | 16 | 17 | ▲1(▲5.6%) |
| 総合計 | 115 | 112 | 109 | 109 | 109 | 109 | ▲6(▲5.2%) |

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

水道事業

①職員給与費の状況

| 区 分 | 総費用 A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める職員給与費比率 B/A | (参考)平成23年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|--------|----------|-----------|----------|--------------------|---------------------------|
| 平成24年度 | 97,084千円 | ▲2,429千円 | 16,524千円 | 17.0% | 22.7% |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費 B/A |
|--------|-------|---------|---------|---------|----------|--------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成24年度 | 2人 | 9,202千円 | 1,013千円 | 3,350千円 | 13,565千円 | 6,783千円 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 井手町 | 41.3歳 | 292,850円 | 392,017円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 井 手 町 | 一 般 行 政 職 |
|---|---|
| 1人当たり 平均支給額 (平成24年度) 1,675千円 | 1人当たり 平均支給額 (平成24年度) 1,208千円 |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 | (平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、役職加算 職務の級等による加算措置 5~15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、役職加算 職務の級等による加算措置 5~15% |

イ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

一般行政職と同様(5(4)を参照)

オ 時間外勤務手当

| | |
|---------------------------|-------|
| 支給実績(平成24年度決算) | 229千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 57千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 718千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 144千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

| 井 手 町 | 一 般 行 政 職 |
|---------------------|----------------|
| (支給率) 一般行政職と同様 | 1人当たり 平均支給額 |
| 自己都合 勤奨・定年 | |
| 1人当たり 平均支給額 一 千円 | 19,704千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(平成24年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) |
|-------|----------|--------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 扶養手当 | 一般行政職と同様 | 同じ | | 294千円 | 294,000円 |
| 住居手当 | 一般行政職と同様 | 同じ | | 0千円 | 0円 |
| 通勤手当 | 一般行政職と同様 | 同じ | | 70千円 | 34,858円 |
| 管理職手当 | 一般行政職と同様 | 同じ | | 420千円 | 420,000円 |

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

一般行政職と同様(5(3)を参照)



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来て下さい♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】0774-82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝日等を除く）9：30～16：00

| 12月 | 行事予定（行事がない日でも毎日遊びにこれます♪） | | |
|---|--------------------------|----------------------------|-------------------|
| と | き | 内 容 | 場所・備考 |
| 12日（木） | 10：30～12：00 | さんさん会 「フリートーク」 | ※予約制 |
| 13日（金） | 10：30～12：00 | よちよち・とことこ広場 「リースづくり」 | |
| 16日（月） | 10：00～12：00 | おでかけ広場 | 西部公民館 |
| 17日（火） | 10：30～11：30 | 多賀保育園園庭開放 | 多賀保育園 |
| 19日（木） | 10：30～12：00 | さんさん会 「クリスマス会」 | ※予約制 |
| 20日（金） | 10：30～11：30 | 玉川保育園園庭開放 | 玉川保育園 |
| 24日（火） | 10：00～11：40 | すくすく広場 | 1歳半～2歳半対象 ※予約制 |
| ※年末年始は12月28日から1月5日までお休みです。 （一時預かりは12月28日の土曜日は利用できます） | | | |
| 1月 | | | |
| 14日（火） | 10：30～12：00 | ベビーマッサージサークル 「*hughug*」 | ※予約制 |
| 16日（木） | 10：30～12：00 | さんさん会 「鬼のお面づくり」 | ※予約制 |

※場所の記載のないものは、すべて「子育て支援センター」で行います。予約が必要な場合は、直接または電話にてお問い合わせ下さい。

一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っています（有料）

【利用時間】

平日（月～金曜日）8：30～16：30

土曜日 8：30～12：00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel.82-2232）までお問い合わせ下さい。

親子の広場

*びよびよちゃん広場

対象：妊婦～6カ月くらいの親子

*よちよちちゃん広場

対象：7カ月～1歳半くらいの親子

*とことこちゃん広場

対象：1歳半～就学前の親子

*すくすく広場

対象：1歳半～2歳半の親子（予約制）

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：笹内

活動日：第2・3木曜日

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：平間

活動日：月2回程度の水曜日

場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで

代表：丸山

活動日：第2週の火曜日

参加費：1回500円



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。

平成25年工業統計調査を実施します

- ・工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。
- ・調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。
- ・調査時点は25年12月31日です。
- ・調査票へのご回答をお願いいたします。



コウちゃん

小児救急医療体制（年末年始）

| 月日 曜日 | 病院名 | 時間帯 | 備考 |
|-----------|---------|-------------|--------|
| 12/28 (土) | 田辺中央病院 | 午後6時～翌日午前8時 | ※通常どおり |
| 12/29 (日) | 田辺中央病院 | | |
| 12/30 (月) | 宇治徳洲会病院 | 午前8時～翌日午前8時 | ※年末年始 |
| 12/31 (火) | 宇治徳洲会病院 | | |
| 1/1 (水) | 田辺中央病院 | | |
| 1/2 (木) | 宇治徳洲会病院 | | |
| 1/3 (金) | 宇治徳洲会病院 | 午後6時～翌日午前8時 | ※通常どおり |
| 1/4 (土) | 田辺中央病院 | | |

小児救急医療体制（通常）

| 曜日 | 病院名 | 時間帯 |
|-----|---------|-------------|
| (月) | 宇治徳洲会病院 | 午後6時～翌日午前8時 |
| (火) | 宇治徳洲会病院 | |
| (水) | 宇治徳洲会病院 | |
| (木) | 宇治徳洲会病院 | |
| (金) | 宇治徳洲会病院 | |
| (土) | 田辺中央病院 | 午前8時～翌日午前8時 |
| (日) | 田辺中央病院 | |
| (祝) | 田辺中央病院 | |

※お問い合わせは、保健センター
(Tel 82-33005)まで



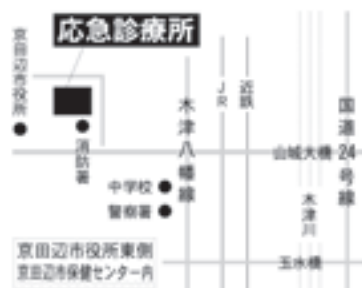
八幡市立休日応急診療所

開設日／
日曜日、祝日、振替休日、
年末年始(12月31日～1月3日)
診療科目／内科・小児科・歯科
受付時間／午前11時半～午後
5時半(診察は正午からです)
電話／075-9983-3001

八幡市立休日応急診療所

電話／0774-63-2662
(応急診療所開設時)

京田辺市休日応急診療所



また、休日応急診療体制は
下記のとおりとなりますので、
お知らせいたします。

京田辺市休日応急診療所

山城北医療圏における
年末年始の小児救急医療体制
おける小児救急医療体制は左
記のとおりとなりますので、
お知らせいたします。

府山城北保健所
からのお知らせ



井手町人権啓発コンクールの作品から

同和問題の解決を
みんなの手で

“人権(命)の大切さ”を「ポスター」と「標語」で表現した第10回井手町人権啓発コンクールの応募作品を紹介します。

作品から伝わってくる人権に対する純粋な気持ちにふれることにより、一人ひとりの心に訴えて、『人権の芽』を大きく育て、すべての人々の人権が尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会(井手町)を築きましょう。

【人権標語】

ともだちがいっぱいたらたのしいな

井手小学校1年 神村 昭翔 さん

命はね ひとりに1個よ 大切に

多賀小学校6年 八木 優加 さん

【人権啓発ポスター】



多賀小学校2年 福井 彩音 さん



泉ヶ丘中学校3年 横田 峻太 さん



消防署からお知らせ

年末火災防止運動を実施します

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 平成25年12月15日(日)～平成25年12月31日(火)
 石油ストーブの安全な取り扱い
 ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど

- 引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署
 (Tel 82・3000)

**平成26年度井手町建設工事等
 一般競争入札(指名競争)
 入札参加資格審査申請について**

- (1) 受付種別
 町内業者
 (土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物)
- 町外業者
- (工事、コンサルタント、物品)

- (2) 有効期限
 町内業者 1年間(平成27年3月31日まで)
- 町外業者 2年間(平成28年3月31日まで)
- (3) 作成要領配布期間
 平成25年12月10日(火)～平成26年1月31日(金)

※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。

講座・教室

【和太鼓教室】

日時/12月21日(土)

午後1時半～3時半

場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ児童館(Tel 82・4112)まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》

日時/12月13日(金)・20日(金)

1月10日(金)

午後1時半～3時

持ち物/運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時/12月13日(金)・24日(金)

1月10日(金)

午前10時～正午

持ち物/大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時/12月17日(火)
 午後1時半～3時半

場所/いづれも、いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【健康教室】

日時/12月26日(木)

午前10時～11時半

場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【生き生きふれあいサロン「クリスマス会」】

日時/12月18日(水) 午前11時半～

場所/玉泉苑

対象/65歳以上の方および障がいのある方

*事前申込が必要です

*毎月20日発行の「ボランティアセンタ―だより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時/12月12日(木)

午後1時半～3時

場所/賀泉苑

日時／1月9日（木）

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
（Tel 82・3499）まで

子育て

【乳幼児健康診査】

《1歳半検診》

日時／1月6日（月）

対象／H 24・5・2～H 24・7・6

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター（Tel 82・3385）まで

各種相談

【心配ごと相談：人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／12月16日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／1月6日（月）

午後1時～4時

場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／12月16日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉

泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

＊無料法律相談は予約制とします

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
（Tel 82・3499）まで

【障がい者相談】

日時／12月24日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

＊お問い合わせは、高齢福祉課（Tel 82・6165）まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／1月8日（水）

受付／午前9時半～10時半

場所／西部公民館

《発達相談》

日時／12月26日（木）

受付／完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問い合わせください。

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター
（Tel 82・3385）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／12月24日（火）・1月7日（火）

午前10時半～午後2時

場所／いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

事業主の皆さまへ 個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

『京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。』

個人住民税（個人の市町村民税及び府民税）は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

○ 特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○ 手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を井手町へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは井手町役場税務課（82-6163）へお問い合わせください。

12月は、井手地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください。



【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時

10月～3月 午前10時～午後5時

☆12月・1月の休館日

12月2・9・16・24・26～31日

1月1～4・6・14・20・27・30日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 12月

一般書

「はなとゆめ」

「あなたの人生、片づけます」

沖方丁

「くしカツさんちはまんいんです」

岡田よしたか

「ゆきつさぎのねがいごと」

レベッカ・ハリー

「せいなるよるのたからもの」

クドウ あや

児童書

「天使の柩」

垣谷 美雨

「弁当男子」

村山 由佳

「団塊の秋」

池田 将友

「世の中それほど不公平じゃない」

堺屋 太一

「チエーンソーパーフェクトマニ

ユアル」

地球丸

浅田 次郎

「ぼくのふとん」 鈴木 のりたけ

「またきょうもみつけた」

辻友紀子

12月・1月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

12月14日(土) 午後1時半から

《ゆかいなマジックショー》

12月18日(水) 午前10時15分～11時

時まで

山吹ふれあいセンター・集会室にて

(一般の方にも観ていただく事が出来ます。)

《クリスマス・お正月・うまの本の展示》

12月1日(日)～図書館・展示コーナー

～お知らせ～

12月12日(木)～25日(水)の間、年末年始の休館による貸出期間及び貸出点数の変更があります。



甘いもんでもおひとつ

田牧 大和

小さな菓子所「藍千堂」を切り回す兄弟に訪れるさまざまな難問奇問。季節季節の菓子に見立てて見事解決。「四文の柏餅」をはじめ全6編の時代小説を収録。『オール讀物』掲載を書籍化。



伏見・戦と街

中川 正照

承久の乱・関ヶ原の合戦・幕末戊辰戦争は、いずれも伏見が前哨戦の戦場となった。様々な歴史資料にもとづいて、日本史上の「三大戦争」のそれぞれの時代背景を描きながら、戦場となった伏見の歴史を検証する。



モラッチャホンがきた!

トーマス・ドカティ

うさぎのエリザが住む森では、どの家の子どもたちもみんな、おやすみ前に本を読んでもらう。ところがある晩、とつぜん本が消えた。エリザは本を積み上げ、寝たふりをして本泥棒を待ちかまえた。するとそこに...



風になった名犬チロリ

大木 トオル

乳ガンで、余命3カ月を宣告されたチロリ。痛みに耐える毎日でもみんなを思いやり、精一杯生きた。セラピードッグとして活躍したチロリの、いのちの記録をつづった物語。

国民年金Q&A

Q. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか。

A. 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。このため、1年間に納付した国民年金

保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。証明内容は、本年1月から9月

30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日

までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問合せは、控除証明書専用ダイヤルへお電話してください。

控除証明書専用ダイヤルは0570・070・117です。(平成25年11月1日から平成26年3月14日まで)



ごみ収集日程表(12月11日～1月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は透明・半透明の袋に入れて出してください。
- ★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
- ※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙(その他の紙類)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

| 地区 | 区分 | 燃やすごみ | カン | ビン | 粗大ごみ | ペットボトル | 発泡トレー等 | その他 |
|-----|----------|-------|--------|--------|--------|--------|------------------|-----|
| 北水 | 区 | 火・金曜日 | 12月19日 | 12月12日 | 12月26日 | 1月9日 | 12月17日 1月7日 | 水曜日 |
| 南水 | 区 | | | | | | | |
| 無 | 区 | | | | | | | |
| 玉石高 | 水垣月 区 | 月・木曜日 | 12月20日 | 12月13日 | 12月26日 | 1月10日 | 12月24日 | 水曜日 |
| 上井手 | 区 | 火・金曜日 | 12月26日 | 12月12日 | 12月19日 | 1月9日 | 12月11日 12月25日 | 水曜日 |
| 多賀全 | 区 | 火・金曜日 | 12月26日 | 12月12日 | 12月19日 | 1月9日 | 12月18日 1月8日 | 水曜日 |

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

| 収集日 | し尿収集区域番号 | 収集区域 |
|----------------|----------|--|
| 12月24日 | ⑨ | 西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷 |
| 12月25日 | ⑩ | 阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平 |
| 12月26日 | ⑪ | 内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜 |
| 12月27日 | ⑫ | 安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内 |
| 12月28日 | ⑬ | 里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田 |
| 1月4日 | ⑭ | 川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、洪川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本 |
| 12月11日 1月6日 | ⑮ | 梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田 |



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

◎ごみの分別の徹底について(ペットボトルの日)

- 出せるごみ
主に飲料用・しょう油・みりん・焼酎のペットボトルで のマークのついているものと、そのキャップです。
- 出し方
キャップを外し、簡単な水洗いをして、**中身の見える袋に入れて**排出して下さい。
※キャップはペットボトルの日に**別の袋**で出して下さい。
- 出せないもの
発泡食品トレーや発泡スチロールは、**発泡トレー等の日**です。
その他のプラスチック容器やプラスチック製品は、**その他ごみの日**です。
 のマークがついている容器・製品でも、ペットボトルでなければ、**その他ごみの日**です。
※お問い合わせは、産業環境課(TEL82-6168)まで

おめでとうございます

(10月20日から11月19日までの届出分・敬称略)



| 住所 | 赤ちゃん | 届出人 |
|----|-------|-------|
| 井手 | 本 多 凜 | 由 紀 子 |

(10月20日から11月19日までの届出分・敬称略)



| 住所 | 夫 | 妻 |
|----|---------|---------|
| 多賀 | 篠 田 靖 明 | 木 村 友 美 |

公共施設電話番号一覧

| 名 称 | 電話番号 |
|-----------------------|--------------|
| 総務課 | 0774-82-6161 |
| 企画財政課 | 0774-82-6162 |
| 税務課 | 0774-82-6163 |
| 住民福祉課 | 0774-82-6164 |
| 高齢福祉課 | 0774-82-6165 |
| 保健医療課 | 0774-82-6166 |
| 建設課 | 0774-82-6167 |
| 産業環境課 | 0774-82-6168 |
| 上下水道課 | 0774-82-6169 |
| 会計課 | 0774-82-6171 |
| 議会事務局 | 0774-82-6172 |
| 教育委員会(学校教育課) | 0774-82-4333 |
| 山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課) | 0774-82-5700 |
| 同和・人権政策課 | 0774-82-3380 |
| いづみ人権交流センター | 0774-82-4112 |
| いづみ児童館 | |
| 保健センター | 0774-82-3385 |
| 地域包括支援センター | 0774-82-3690 |
| 泉ヶ丘中学校 | 0774-82-2070 |
| 井手小学校 | 0774-82-2119 |
| 多賀小学校 | 0774-82-2112 |
| 玉川保育園 | 0774-82-2153 |
| 多賀保育園 | 0774-82-2225 |
| いづみ保育園 | 0774-82-4160 |
| 子育て支援センター | 0774-82-2232 |
| 環境衛生センター | 0774-82-4651 |
| 学校給食センター | 0774-82-3617 |
| 井手町まちづくりセンター椿坂 | 0774-82-3838 |
| 町立デイサービスセンター | 0774-99-4318 |
| 老人福祉センター「玉泉苑」 | 0774-82-3499 |
| 老人福祉センター「賀泉苑」 | 0774-82-5059 |
| 京田辺市消防署 井手分署 | 0774-82-3000 |
| 井手町役場 代表番号 | 0774-82-2001 |

まちのカレンダー

(12月11日～1月10日)

| 住民カレンダー | | |
|---------|---|--|
| 月日 | 曜 | 行 事 |
| 12/11 | 水 | 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター) |
| 12 | 木 | 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) |
| 13 | 金 | 大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) |
| 14 | 土 | IDEゆうゆうスポーツクラブ・餅つき大会(午前9時半～、自然休養村管理センター) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) |
| 15 | 日 | |
| 16 | 月 | 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 井手町食生活改善推進員養成講座(午後1時半～3時半、保健センター、申込制) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑) |
| 17 | 火 | ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) |
| 18 | 水 | 生き生きふれあいサロン「クリスマス会」(午前11時半～、老人福祉センター玉泉苑) 耳のこと何でも相談(完全予約制、ご希望の方は高齢福祉課までご相談ください) |
| 19 | 木 | |
| 20 | 金 | 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) |
| 21 | 土 | 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) |
| 22 | 日 | |
| 23 | 月 | 天皇誕生日 |
| 24 | 火 | すくすく広場(午前10時～11時半、子育て支援センター・申込制) 大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室) |
| 25 | 水 | |
| 26 | 木 | 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 発達相談(完全予約制、ご希望の方は保健センターまでお申し込みください、保健センター) |
| 27 | 金 | 役場仕事納め(12月28日～1月5日まで閉庁) |
| 28 | 土 | |
| 29 | 日 | |
| 30 | 月 | |
| 31 | 火 | |
| 1/1 | 水 | 元旦 |
| 2 | 木 | |
| 3 | 金 | |
| 4 | 土 | |
| 5 | 日 | |
| 6 | 月 | 役場仕事始め 1歳半健診(午後1時～1時半、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑) |
| 7 | 火 | こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) |
| 8 | 水 | 育児相談(午前9時半～10時半、西部公民館) |
| 9 | 木 | 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑) |
| 10 | 金 | 大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) |



発行：京都府綴喜郡井手町役場
編集：企画財政課
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>
E-mail : info@town.ide.kyoto.jp

